

令和7年 第5回 ふじみ野市農業委員会総会議事録					
招集日時	令和7年5月26日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室		
開会の日時 及び宣告者	開会 閉会	令和7年5月26日	午後1時30分	議長	
議長	久保田 清				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	原田 一	出	10	島田 智之	出
2	堀井 和幸	出	11	横山 明仁	出
3	井上 一浩	出	12	有山 茂幸	出
4	内田 晃生	出	13	近藤 広巳	出
5	谷田 峰男	出	14	久保田 清	出
6	新井 正一	出	15	柳川 緑	出
7	岸 勇	出	16	内田 輝美(最)	欠
8	志摩 勇	欠	17	塩野 弘明(最)	出
9	嶋田 宏	出			
出席者数		農業委員 定数 14名		出席者 13名	
		農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者 2名	
議事参与(説明者)			書記		
葛籠貫 智洋 島村 雄大 菅井 健吾 関口 正幸					

その他重要と 認める事項	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに 署名します。</p> <p>令和7年5月26日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和7年5月26日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎5階A大会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	事務局	議事録署名委員に3番・4番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、2件を報告します。 本案件につきましては、関係する委員がいる報告となりますので、会議規則第10条の規定により、報告の終了まで、該当委員は退席しますので、よろしくお願ひします。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第10号について終了します。
	議長	該当委員は復席してください。
日程第4	議長	日程第4、報告第11号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届に関する件、3件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第11号について終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届に関する件、2件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。

	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第12号について終了します。
日程第6	議長	日程第6、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
	議長	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。  市街化調整区域内で所有権の移転若しくは賃借権の設定を伴う転用をする場合は、許可申請をすることとなっております。申請内容について審議していただきまして、許可相当となれば県に進達し、その後県の審査が行われます。最終的に県で許可ということになれば、来月の中旬ぐらいに許可書が発行され、農地転用が実行できるようになります。  今回の申請者は、現在所沢市の賃貸アパート住んでおり、ご夫妻で暮らしております。奥様は5月に出産を控えておりまして、生まれてくるお子様の成長を含めて将来の生活を考えてもう少し広いスペースが必要と考えており、一戸建て住宅の購入を検討しているということでございます。市街化区域、市街化調整区域を含め検討してまいりましたが、希望する条件に見合う土地がなかなか見つかりませんでした。そのおり、偶然奥様の祖母が申請地の所有者の方と知り合いであったことから、当該申請地を紹介されたということあります。建設予定地は南側駐車場を含む計画となっており、農地の区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。この第2種農地とは農地転用の際の許可基準に関わる区分で、第1種農地、第2種農地、第3種農地と農地の区分が分かれており、第1種農地が一番農地転用の基準が厳

	<p>しい区分で、原則不許可となっております。第3種農地は原則許可の区分となっておりまして、第2種農地は第1種、第3種のいずれでもない農地となります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>5月21日に2番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。現地につきましては、家庭菜園になっており、適正に管理されております。転用目的が住宅建設との申請内容でございますので、それによって近隣への農地に影響はないだらうと思います。第2種農地と説明がありましたとおり、許可については要件さえ整えば、やむをえないということでよろしいのではないでしょうか。</p> <p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>本日午前中に現地調査をしました。貸農園になっておりまして、適切に管理はされておりますので特に問題ないと考えます。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>筆全体の面積はどのくらいですか。</p> <p>筆全体の面積は614m<sup>2</sup>になります。その内、192.19m<sup>2</sup>を転用して住宅を建設することになります。</p> <p>駐車場は含めないのですか。</p> <p>駐車場は含めます。駐車場は南側で建設予定地には入っております。駐車場を含めると全体で400m<sup>2</sup>になりますが、駐車場と転用する192.19m<sup>2</sup>を合わせて住宅を建設する予定です。</p> <p>地図だけを見ると、自宅が道路に面していないようですが、駐車場も含めて道路に面しているということでしょうか。</p>
--	---

	事務局	その通りです。南側の駐車場が道路に面しており、その一部を住宅建設用の土地として購入して、北側の農地の一部を住宅建設用に転用して建設する予定です。
	議長	休憩します。 休憩 午後 1 時 5 1 分 再開 午後 1 時 5 2 分
	議長	再開します。
	事務局	改めて説明します。申請地の南側に駐車場がございます。駐車場の左側に出入口ができる形になり、駐車場の土地を内田氏が所有しています。また、既に駐車場になっておりますので非農地でございます。駐車場の一部を利用して出入りができるようになる計画です。
	議長	他に質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全員	異議なし。
	議長	この案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。
	議長	議案第 11 号について終了します。
	議長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年第 5 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
		(終了 午後 1 時 5 5 分)